

# 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

制定 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会定款（以下「定款」という。）第15条第3項及び第30条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員の報酬等の額は、別表1による。

2 当該年度における常勤役員の報酬等の合計額は、別表2に掲げる年収限度額以下とする。

(職員を兼ねる常勤役員の報酬)

第4条 前条の規定にかかわらず、職員を兼ねる常勤役員の報酬は、月額5万円を超えない範囲内で支給することができる。

(非常勤役員及び評議員の報酬)

第5条 非常勤役員には、報酬は支給しないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、監査を業とする者が監事として監査を行う場合は、別表3に掲げる額を限度として報酬を支給することができる。

3 評議員は、無報酬とする。

(費用)

第6条 常勤役員には通勤手当を支給し、その算定方法は公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）による。

2 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席する場合には、交通費相当額を支給することができる。

(支給方法)

第7条 第3条、第4条及び前条第1項に規定する報酬等及び費用の支払いについては、この規程に定めるもののほか、職員給与規程による。

2 第5条第2項及び前条第2項に規定する報酬及び費用の支払いについては、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会監査報酬及び役員、評議員の費用弁償取扱い要領による。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

職 名	報 酬 等
理 事 長	月額 433,000円
常 務 理 事	月額 371,000円
理 事	月額 361,000円

別表2 (第3条第2項関係)

職 名	年 収 限 度 額
理 事 長	年額 7,000,000円
常 務 理 事	年額 6,000,000円
理 事	年額 6,000,000円

別表3 (第5条第2項関係)

職 名	報 酬
監事 (監査を業とする者)	年額 300,000円